

市指定ごみ袋 配付の開始

環境課資源リサイクル係 TEL 25-1149

7月8日(火)より一覧表の要件に該当する世帯のかたに、市指定ごみ袋を配付します。

●市指定ごみ袋配付対象一覧表

配付対象世帯	申請場所	申請期間
●生活保護受給者世帯 ●児童扶養手当受給者世帯 ●特別児童扶養手当受給者世帯 ●特別障害者手当受給者世帯 ●とばっ子カード対象世帯	健康福祉課(TEL 25-1184) または 各連絡所	7月8日(火) ～ 令和8年 3月31日(火)
●0～2歳児を養育する世帯 (4月1日現在で2歳以下または年度内に子どもが生まれた世帯)	市民課(TEL 25-1148) または 各連絡所	
●65歳以上のかたのみで構成する世帯(4月1日現在)で市民税が非課税の世帯 ※確定申告が未申告のかたは受付することができません	環境課(TEL 25-1149) または 各連絡所	

●配付する指定ごみ袋 30ℓ以下の袋60枚 ※申請は1世帯につき年1回です。

●持ち物 ・健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなどの本人確認できるもの(代理人も同様)
・とばっ子カード(対象世帯のみ)

とばっ子カード対象世帯のかたへお知らせ

LINE版とばっ子カードを登録済みで、申請者本人が配付窓口へごみ袋を受け取りに来る場合に限り、申請書の記載が不要なLINEでの事前申請が可能です。



事前申請についてくわしくは、鳥羽市LINE公式アカウントより「市指定ごみ袋の受け取りかた」をご覧ください。

※LINEで事前申請をしなくても、窓口で申請書を記載し、ごみ袋を受け取ることもできます。

※代理人がごみ袋を受け取る場合はLINEでの事前申請はできません。窓口で申請書を記載し、受け取ってください。

太陽光発電設備・蓄電池設置補助

環境課環境保全係 TEL 25-1147

再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、エネルギーの地産地消を促進するため、住宅に太陽光発電設備・蓄電池を設置するかたに対して補助金を支給します。

補助対象設備および補助金額

(1) 太陽光発電設備

1kWあたり7万円(上限10kW)

(2) 蓄電池

蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額(上限10kWh)

※補助金の上限は、蓄電池の価格が1kWhあたり15.5万円以下のものが対象です。

※太陽光発電設備のみの設置、または太陽光発電設備・蓄電池の同時設置の場合が対象です(蓄電池のみの設置は対象外です)。

主な要件

フィット制度・フィップ制度による売電をしないこと、発電した電力の30%以上を自家消費することなど

※この補助制度は、三重県が国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の採択を受けて実施する「三重県太陽光発電設備等設置費(個人向け)補助金」制度を活用して実施するものです。

受付開始 7月17日(木)

くわしくは、市ホームページをご覧ください。

